

未熟児養育医療制度について

身体の発育が未熟のまま出生し、医師によって入院養育が必要と認められた乳児で、指定医療機関に入院した場合、その治療費に必要な医療費を公費負担します。

【対象となる児】

湖西市に住民票がある未熟児で、以下のどちらかに該当する児

1. 出生時体重が2,000グラム以下の児
2. 医師によって入院養育が必要と認められた児

【給付内容】

診療、薬剤、治療材料の支給、医学的処置等（入院分のみ）

※医療費のうち、保険診療分の自己負担額と食事療養費が対象となります。ただし、保険診療外（差額ベッド代やおむつ代等）分については対象外です。

※世帯の市町村民税額に応じて自己負担金が発生しますが、委任状兼同意書の提出により、本制度担当課が子ども医療費助成制度に代行で請求いたしますので、最終的な自己負担はありません。

【申請について】

入院中に速やかに申請してください。※退院後の申請は認められない場合があります。

【申請に必要な書類】

1. 養育医療給付申請書
2. 養育医療意見書：医療機関にて記入してもらってください。
3. 世帯調書
4. 委任状兼同意書
5. こども医療費助成金支給申請書
6. 医療を受ける児の健康保険証（写しでも可）：まだ発行されていない場合は、加入予定の保護者の健康保険証を持参してください。
7. マイナンバーがわかるもの：マイナンバーカードまたは通知カード。児のいる世帯全員分を持参してください。

※1～5は窓口で配布、または湖西市ウェブサイトからダウンロードできます。

【申請先】

湖西市役所こども未来課（湖西市健康福祉センター おぼと 内）

電話：053-576-4794